

会 議 録

名 称 令和6年度第4回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和7年2月28日(金) 午前10時00分～午前11時11分
場 所 世田谷区役所 東棟4階 406会議室
出席委員 斉木秀憲 土田伸也 高山梢 山辺直義 中村重美 三木由希子 武井和行
水谷幸一
説明員等 地域行政部マイナンバー担当課長 恵見明文
保健福祉政策部国保・年金課長 箕田裕子
事 務 局 総務部区政情報課長 松見径
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
区政情報課区政情報係長 中田周吾
区政情報課区政情報係 立石雄太

会議次第

審議事項

・諮問第1010号

特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険事務）

1. 開 会

○会長 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員について、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○区政情報課長 本日も皆様、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日、山本委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、過半数の委員の方の御出席がございますので、審議会条例に基づきまして、会が成立していることを御報告申し上げます。

○会長 それでは、事前にお送りしております令和6年度第3回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましては、お目通しいただいているものと存じますが、この内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 よろしければ、令和6年度第3回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。

それでは、傍聴の有無につきまして、事務局、いかがでしょうか。

○区政情報課長 本日は、傍聴希望者はありません。

2. 議 事

審議事項

○会長 それでは、議事に入ります。本日は、諮問事項が1件と聴いております。

諮問第1010号

○会長 諮問第1010号について、事務局の説明後、所管課より説明をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、審議資料の1ページを御覧ください。諮問第1010号、特定個人情報保護評価における第三者点検について（国民健康保険事務）でございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、地域行政部マイナンバー担当課及び保健福祉政策部国保・年金課でございます。

それでは所管課から説明をお願いいたします。

○国保・年金課長 国保・年金課長の箕田です。

諮問第1010号、国民健康保険事務に関する特定個人情報評価における第三者点検につい

て、諮問の理由から御説明いたします。

特定個人情報を含む国民健康保険業務の一部を外部委託することに伴いまして、特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施するものでございます。

このことについて、3のとおり区民意見募集を行いました。御意見はなくゼロ件でした。

○マイナンバー担当課長 マイナンバー担当課長の恵見です。すみません、国保・年金課長の説明の前に、概要説明を私のほうからさせていただいてもよろしいでしょうか。

○会長 よろしく願いいたします。

○マイナンバー担当課長 それでは改めまして、2ページ目の1、諮問の趣旨です。特定個人情報保護評価は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法やマイナンバー法と呼ばれるものによる保護措置の一つです。マイナンバーをその内容に含む特定個人情報ファイルを保有する場合は、漏えい等の事態を発生させるリスクなどを事前に分析しまして、それを軽減させるための措置を講じること、さらに、その措置が個人の権利利益の保護措置として十分であるかということ国民に宣言することが必要になります。

具体的には、行政機関の長、この場合で言いますと世田谷区長が評価の実施主体となりまして、特定個人情報を取り扱う事務ごとに評価対象が定められております。この特定個人情報保護評価は3段階ございまして、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3つがございます。

(1) のなお書きにありますとおり、今回の国民健康保険事務につきましては、しきい値判断を行いました結果、対象者が10万人以上30万人未満かつ特定個人情報ファイルを取り扱う者（職員等）が500人以上であることから、最も厳格な全項目評価の実施対象となりまして、区民意見募集が必要となります。また、今回こちらの会議に諮問させていただきまして第三者点検を受けることが必要になりますので、それを経てから全項目評価書を公表することが義務づけられております。

お手数ですが先に4ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、評価書作成のフローチャートになっております。先ほどしきい値と言いましたが、その判断をどのようにするかというところのフローチャートです。今回の案件としては、「対象人数は何人か」からスタートし、対象者は「10万人以上30万人未満」となり、その下の「特定個人

情報ファイルの取扱者数は500人以上か」で言うと、「はい」に当たることから全項目評価となります。全項目評価というのは一番重い評価になります。

続きまして、5ページを御覧ください。全項目評価の流れになっております。今回の全項目評価は、点線部分が区役所、我々、実施機関になりますが、こちらにありますように、区の主管課で作成した全項目評価書等を、図の情報公開・個人情報保護審議会に対し、今回第三者点検ということで諮問させていただきました。その審議結果を踏まえて、修正が必要であれば修正し、追加が必要であれば追加した評価書を、国の個人情報保護委員会に報告します。その後、国民、区民に公開されるという流れになります。

お手数ですが、2ページにお戻りいただいてもよろしいでしょうか。1の(2)諮問の理由です。先ほど御説明した番号法の第28条の規定で、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有または重要な変更を加えるときは、特定個人情報保護評価を実施することになっております。今回、国保・年金課が所管しております国民健康保険事務におきまして、特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要が発生しましたので、評価書の第三者点検を本審議会に諮問させていただくものです。具体的な変更内容等につきましては、所管課長であります国保・年金課長より御説明させていただきます。

私のほうから全体的な概要については以上です。

○国保・年金課長 大変失礼いたしました。

区のマイナンバー制度セキュリティ会議ですが、こちらは令和7年2月25日に開催されて、その中で3点ほど御質問をいただきました。御質問の内容と対応につきましては後ほど御説明いたします。

今後のスケジュールは記載のとおりとなります。

それでは、6ページの審議資料No. 4を御覧ください。まず、委託事業者に行ってください具体的な作業をお伝えします。主な業務内容は、郵送や電子申請による国民健康保険の加入と脱退の入力処理と、非自発的失業者の保険料軽減申請の入力になります。審議資料No. 4は、マイナンバーカードを使い利用するマイナポータルのうち、国保の加入手続を電子申請できるぴったりサービスの概要図になります。概要図の中では、赤い点線の枠が2つあると思いますが、左側がダウンロード、右側が国保の加入を入力する作業とお考えください。この一連の作業を委託事業者に外部委託として行う予定になっています。

また、ダウンロードしたデータは紙に印刷するなどして、ダウンロードデータは必要が

なくなれば適宜削除いたします。最終的に、委託業者は作業終了後、報告とともに区へ書類の引渡しを行います。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらはL o G oフォームの構成図となっておりますが、以前は共同運営電子申請サービスと言われていました。名前の変わった理由につきましては、運営事業者が変更されたことによります。

御説明の前に1つ訂正がございます。概要図の左側、L o G oフォームを利用した国民健康保険の脱退申請の下、青枠内にあります2個目の項目、「マイナンバーは、申請者本人から提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認のみ行う」とありますが、国保脱退の電子申請ではマイナンバーは必要ありませんので、ここの削除をお願いします。加入の取扱いをそのままコピーしてしまっておりました。おわびして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

それでは続けさせていただきます。基本的な処理の流れは、先ほどのぴったりサービスと同様になります。右側の赤点線内の対象者が入力申請を行い、左下、赤点線内で委託事業者がダウンロード作業を行います。ぴったりサービスと同様に、申請データのダウンロードから国保の脱退情報を入力する一連の作業を委託することになります。この一連の作業を含む内容を外部委託する際に、ハード面、ソフト面ともにセキュリティ対策を行う必要がありますので、次の8ページに続く全項目評価書の必要な修正を行いました。

具体的な修正箇所は74ページ、審議資料N o. 6の改定前の特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点（国民健康保険事務）を御覧ください。このうち、幾つか修正箇所をお伝えいたします。

まず、左側記載の通し番号1、委託事項6にS K Y 2国民健康保険システムへの国保の加入・脱退や非自発的失業者の保険料軽減の入力処理等を追加しました。これは委託を始める内容を記載しています。

次に少し飛びまして、通し番号5の委託事項6、⑥委託先名にT O P P A N株式会社を追記しました。プロポーザルの結果、今回の委託先はT O P P A N株式会社となりました。

続いて、通し番号10、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限—具体的な制限方法ですが、こちらではI Dを付与する者は必要最小限にですとか、I Dの使い回しはしない、パスワードは秘密にするなど、特定個人情報ファイルの取扱いに対するセキュリ

ティ対策を行うことを追記しています。

続いて、通し番号11、特定個人情報ファイルの取扱いの記録—具体的な方法では、パソコンを利用する場合は、アクセスログを記録して保存していることを追記しています。

次に、通し番号14、特定個人情報の消去ルールルールルの内容及びルール遵守の確認方法では、特定個人情報などが含まれたダウンロードデータは適切なタイミングで削除するなどが書かれています。

最後に、通し番号16、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保—具体的な方法では、委託契約書において、様々な制約を義務づけることを追記しています。

以上、主要な箇所をお伝えしましたが、御覧いただいていますとおり、他の項目でも適宜必要なセキュリティ対策を施すよう、全項目評価書を修正しています。

また、2月25日に行われました第2回マイナンバー制度セキュリティ会議におきまして、御質問いただきました概要をお伝えします。

資料の47ページ、4の特定個人情報ファイルの取扱いの委託、情報保護管理体制の確認の(2)①②部分の従事者名簿について、人事異動等で担当者が入れ替わる場合は、その都度、名簿を提出するよう評価書に記載すべきではと御質問いただきました。こちらにつきましては、マイナンバー担当課に御協力いただき、他課の全項目評価書も確認いただきましたが、国保・年金課と同様の記載で名簿の提出時期等の詳細までは言及していませんでした。しかしながら、実際の運用では、年度途中でも従事者に変更が生じる場合は、変更が生じる前月末までに新しい名簿の提出をルール化していきます。

次の御質問で、資料の60ページ、IVの1の②監査、具体的な内容の中で、世田谷区が実施する監査の内容に、外部委託に対する監査をどうすべきか記載すべきではとの御質問でした。こちらもマイナンバー担当課に御協力いただき、他課の全項目評価書を確認しましたが、今回の国保・年金課と同様の記載で、外部委託に関する監査について特段の記載はありませんでした。記載がないので監査を行わないということではなくて、例えば、今回の外部委託先はTOPPAN株式会社になりますが、契約に基づき監査は義務づけられています。

最後は、資料23ページの再委託の許諾方法で、再委託先に対しての間接的な監督義務を負うとあるが、区は再委託先に対しても直接的な監督義務を負うのではないかと御質問でした。こちらも確認しました結果では、再委託については間接的な監督義務を負う

のが正しいとのことが分かりました。

以上がいただきました御質問と見解になります。

特定個人情報保護評価書の主な変更点につきましては以上でございます。御審議のほど
よろしくをお願いします。

○会長 それでは、ただいまの件について質問はありますでしょうか。

○委員 最後の委託先の監督のことなんですけれども、個人情報保護に関する規程・体制整備
とか幾つか書かれていますが、個人情報保護法上は委託先の監督について規定があったり
しまして、要はこういうことはしてくださいねということが、ガイドライン等でも民間に
関しては示されていたりするんですけれども、委託先への監督について、ここに具体的な
内容はないんですけれども、実際には何かされているという理解でいいんですかね。ちょ
っとそこが御説明を聴いていてもよく分からなかったんですが。

○国保・年金課事務改善担当係長 国保・年金課の担当からお答えさせていただきます。

御質問の監督ということなんですけど、今回の作業については、基本的に区役所内の一事
務室をスペースとして委託事業者の方に詰めていただきまして、その中で一連の作業をし
ていただいています。その結果、資料の持ち出しですとか、個人情報の持ち出しは原則N
Gになっておりますので、執務室内での作業方法などについて、区の職員が定時や随時に
適宜内容確認をさせていただいているような状況になります。

○委員 そうすると、個人情報について、完全に外に委託をしているというよりは、庁舎内に
来てもらうので、特にここで具体的に書く必要がない委託案件なので書いていないという
ことでいいですかね。それとも、一般的にそういう扱いになっているんですかね。要は、
庁舎内で作業するばかりではないと思うんですけれども、さっきほかの件も確認したとこ
ろ特に書いていないというお話があったので、この件は庁舎内ということなんですけど、一
般的に……。

○国保・年金課事務改善担当係長 委託契約書に添付する特記事項というものがございまし
て、契約手続きの中で取扱いに関しては明確に定められておりますので、今回に限らず個
人情報を扱うような委託に関しましては、区全体で統一的な形で契約を締結して、委託場
所の内外にかかわらず監督しています。

○委員 ありがとうございます。

もしほかにおられなければ、そもそものことで確認したいことがあるんですが、これは
加入申請がオンラインでされた場合に、プリントアウトするって話なんですか。

○国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。

○委員 電子的に申請されているのを紙にプリントアウトするという、そのフローがちょっとよく分からないんですけども、つまり入力作業すると、それだけ誤入力等のリスクが発生するのと、コストが発生すると思います。オンラインで申請をしているのに何でここでプリントアウトという手順が入ってしまうんだらうというのが、ちょっと理解できなかったんですが、どうしてなのでしょう。

○国保・年金課事務改善担当係長 ダウンロードするパソコンと入力作業を行うパソコンが違うために、入力作業するパソコンにデータの直接的な取り込みができません。そのため、一旦ダウンロードしたデータをアナログ的に紙に起こします。これは区のネットワークの環境上で分離されているため、別のパソコンを使って入力作業を行うというような流れになっています。

○委員 何のためにオンラインでやっているのかというのがよく分からない話になってしまっているんで、申請する側にとってみれば、利便性が確保されているということは言えると思うんですが、余計なリスクが発生しているような感じがするので、システムの見直しとかをされるときには、少し御配慮いただくといいのかなというふうに、これは感想ですが思いました。

○DX推進担当課長 DX推進担当課の齊藤でございます。

今の委員の御懸念は本当にごもっともだと思っております。現状どうしてそうになっているかというと、自治体のネットワークは、マイナンバー利用事務系と、LGWAN系とインターネット系、それぞれ分かれています。そのように分けないと、例えばマイナンバーの情報がインターネットに流出してしまうとか、そういうリスクがあるので、基本、国のガイドラインでそのように分けるよう定められているんですね。

世田谷区もそれに従って環境を分けていて、ぴったりサービスで受けたものを、委託事業者が使うネットワークのパソコンでもそのまま電子データで使えばいいのですが、現状だとネットワーク的に切り離されているので、どうしてもできないという事情があります。ここは国のほうもセキュリティの関係で必要だと言いつつも、見直しを検討しているみたいなんですけれども、国の動きを見ながら、ここは改善を検討していくことになるかと考えております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。ネットワークをつなげるというよりは、データとして書き出

して移行が何でできないのかなというのが私の疑問でして、要はデータとして取得をしているので、データとしてそれを書き出して、ほかのシステムに移行ができれば、紙でプリントアウトするという作業がなくなるんじゃないかなと思ったんですが、現にそれができないシステム仕様になっているということですかね。

○DX推進担当課長 失礼しました。ネットワーク的につなげるというよりは、例えばCSVとかで吐き出して、取り込めないかという御趣旨ですね。確かにそういう手段も考えられると思います。所管課のほうでこのような運用となっている理由もあるとは思いますが、いただいたご意見も踏まえて考えていくことになるかなと思います。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。入力内容が正しいかどうかというチェックは、いずれにしても必要かと思うんですけれども、要は申請された情報も誤入力とかがある可能性がゼロではないので、ある程度確認等はされるのかなと思うんですが、もう少し工夫の余地があるのであればということで、よろしくお願いいたします。

○国保・年金課事務改善担当係長 ありがとうございます。

○委員 今度は情報漏えいを防止するという観点で教えていただきたいんですけれども、今回、委託先のほうにかなり業務を移管されるということで、先ほどもありましたが紙でやり取りをするということで、例えば、紙にまつわるコピーをしてしまうであるとか、あるいはPCにUSBメモリを挿し込んで、そこからデータを取るであるとか、そういったことを何か防止する施策というのは施されたりとかしているのでしょうか。

以上です。

○国保・年金課長 まず、USBにコピーということですが、セキュリティのかかっているというか、制約のあるパソコンでは、USBを挿して機能する権限を付与していませんので、USBを挿してコピーして持ち出すということとはできない状況になっています。それから、執務室内にプリンターはありますが、コピー機はありません。プリントアウトしたものや、こちらからお渡ししたものの点検は、受渡し簿を含めてやっていますので、当然室内から出さないというセキュリティ対策もしていますが、持っていったものと出すものの受渡し点検を行っていますので、持ち帰りが発生しないよう取り組んでいる状況でございます。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 20ページから25ページにかけて特定個人情報ファイルの取扱いの委託ということで、

全部で5件記載があろうかと思います。この中に、再委託に関する項目があって、5件見比べてみると、後半部分は比較的詳細な条件が付されているかと思うんですけども、前半は必ずしもそうではないと。この辺は案件の特徴を反映させているんだろうというふうには思うわけですが、とりわけ1件目、20ページ、それから、22ページの2件目の再委託の⑧ですかね。比較的ちょっと簡素な条件になっているので、このあたりがなぜこうなったのかというところを御教示いただければと思います。

以上です。

○国保・年金課事務改善担当係長 確かに、若干書きぶりに温度差があるかなと思うんですが、これは審議した時期的なことにもよるかとは思いますが、それと再委託に関しましては、同じ項目に同じ内容の記載があっても良いと思いますが、契約書に添付する特記事項の中で、再委託はどの契約でも同じようなルールに則ってやってください、と契約をしております。契約書側に記載があるとの理由から、もしかすると評価書には弱い表現に留まったのではと推測します。

ただ最近では、個人情報への取扱いやマイナンバーもそうですが、取扱いの厳格化が表面化しておりますので、より透明性を図るため特定個人情報の取扱いが後半部分になると細かく書かれているのではないかと思います。

○委員 ありがとうございます。ここに掲載されれば第三者の目でチェックができるわけですが、契約書の中で詳しく書いてあるということだと第三者の目が入らないので、次回以降はここに記載がなされるのが望ましいかなと思います。

私からは以上です。

○会長 そうですね。委員から今御指摘ありましたように、同じような特記であるならば、やはりできるだけ統一していただいて、違いがあるなら違いがあるところをきっちり示していただくべきだと思いますので、そこはお願いしたいかなというのはありますね。ありがとうございます。そのほかにはございますか。

○委員 幾つか質問させてください。今回は再委託ありという形になっているんですけども、やっている人数とかの関係で再委託ありにしなきゃいけないような理由があったのかというのを一つ教えていただけたらと思うんですけど。

○国保・年金課事務改善担当係長 今回の業務委託の範囲ですが、このほかにコールセンターというものも実際には委託内容の一つとして受けていただいています。これについては、国民健康保険の個人情報を含まない一般的な問合せを受け答えしている関係で、ここには

記載はないんですが、そういった作業員の方が再委託先として来ていただいたりしておりますので、そういう意味でも再委託が含まれているという形になっています。

○委員 そうすると、オペレーターのところは分かりますけれども、この部分の業務でいうと、再委託ではなく、TOPPANの人がやっているということなんですか。

○国保・年金課事務改善担当係長 一部、やはり再委託の方が入っております。

○委員 現状のことは分かったんですけども、再委託があるというのは、それだけリスクが上がるということですので、本来であれば、再委託なしでできるのであれば、そのようにするべきなんじゃないかなと、これは意見です。

あと、74、75ページで追記したことについては、委託になったらこういうことを書くんだらうなという形が分かるんですけども、基本的には、入力されたデータを印刷してSKY2のシステムで照会をして、加入・脱退のデータをSKY2のほうに入力して、それが終わったらプリントアウトして提出するというような流れで私の理解は合っていますでしょうか。

○国保・年金課事務改善担当係長 ダウンロードしたデータを紙で印刷しまして、その内容に基づいてSKY2というシステムに入力をします。その際に、紙とSKY2で入力した情報を確認しまして、例えば紙にOKみたいな形で示しまして、最終的には紙のものと入力件数、そういったものを区に引き渡していただくというような流れになります。

○委員 では、SKY2側で何か印刷するということではなくて、そこはまさに検索して入力するだけの話ということなんですかね。

○国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。

○委員 分かりました。

あと、15ページに事務の内容という図があるんですけども、一番左にある「紙申請又は電子申請（ぴったりサービス）」というのは、今回の入ったようなことを指しているのでしょうか。

○国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。

○委員 もともとぴったりサービスは使っていたんですか。

○国保・年金課事務改善担当係長 職員サイドで使っておりました。

○委員 そうのことですね。いや、変更履歴がなかったものですから、そういう意味で、新たに追加したなら入れなきゃいけないんじゃないかなと思った次第です。

質問は以上です。

○委員 前半の議論に参加できていないので、もう既に議論済みなのかもしれませんが、ちょっと確認の意味で改めて教えてほしいんですけども、そもそも特定個人情報ファイルの取扱いを区職員に限定して行っていたその理由とか、その趣旨が何であったのか。そして、今回、限定を解除した根拠、それが言わば法的な問題で何か改正等があった関係でそうになったのか、それとも政策判断として今回これを可能としたのか。

そのいきさつのところをもう一度明確に説明いただければと思いますが、既にこれは議論済みでしょうかね。

○国保・年金課長 大丈夫です。まず、職員限定で行っていたものが、今回委託という形なんですけど、これは政策的といいますか、区のほうも、今全体的に社会がそうだというのもあるんですが、仕事は残念ながら減らないですが、むしろ増えていく。様々な新しい手法、新しい仕事もあります。そういった中、区としては委託も含めた新たなプランという形で、様々な手法を駆使しながら行政サービスを効率的に運営するという中で、今回委託という形になっています。

あと再委託につきましても、先ほどの議論の中で委託先だけで完結できればとの御意見がありました。再委託を推奨しているというわけではないんですが、一部ほかとの柔軟的な対応だったり、専門的な対応、または一定の人数ですとか量というのもお願いしていますので、その中で、今回ですと、TOPPANのほうで自社だけではできないので、再委託先も含めたもので処理をしますということもありますので、再委託について可としている状況でございます。

以上です。

○委員 今御説明の内容で流れはよく分かったんですが、要は、これまで特定個人情報ファイルの取扱いを区職員に限定して行っていたが、取扱いについて委託を新たに開始すると。あわせて、再委託は原則禁止だけれども、再委託も可能とするような方向で行いますよと。それは、いずれも法的に何らかの改正等が行われた、あるいは、一定の要件緩和があったというよりは、政策判断として行ったんだというふうな意味合いだと思うんですね。

ならば、その上で、委託にしる、再委託にしる、それに伴って様々なリスクが当然生じるわけで、その生じるリスクについての検証なり、あるいは分析なりを行った上で、これは確かにできますよという判断に至ったと。そういう政策判断としての取扱いの変更というふうに受け止めていいということですね。

○国保・年金課長 そうです。

- 委員 分かりました。では、この内容については、その後また議論させていただきます。
- 委員 ページで言うと50ページ、今回75ページのほうで変更点として示していただいている内容で、1つ目、ルール内容及びルール遵守の確認方法の入力処理等に関する部分で、2つ目の項目ですけれども、適切なタイミングでデータの削除を行うというのは、これは主語がないので、どなたが行うんですか、区ですか。
- 国保・年金課事務改善担当係長 基本的には委託事業者のほうになります。
- 委員 ちょっとよく意味が分からなかったんですが、データをダウンロードして紙媒体のものを使うんですよね。データの削除というのも委託事業者のほうで行うんですか。これはどこのデータの何を指しているのか、ちょっと読んでよく分からなかったんですが、何を指しているんですか。
- 国保・年金課事務改善担当係長 これはダウンロードのデータになります。
- 委員 ダウンロードのデータって、紙ですかね。
- 国保・年金課事務改善担当係長 いえ、データです。ダウンロードしたデータを紙に印刷しまして、その印刷したものとダウンロードのデータが問題ないということであれば、ダウンロードしたデータはその時点で削除するという形になります。
- 委員 そうすると、紙でプリントアウトする前段階として、データをダウンロードする作業が入るということですか。
- 国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。
- 委員 そのデータが、紙じゃないと作業ができない状態に今はシステム上なっているということですか。
- 国保・年金課事務改善担当係長 はい。
- 委員 なるほど。ちょっとますますよく分からなくなりましたが、そうすると、これは委託事業者のほうでデータの削除をする、適切なタイミングというのは、ダウンロードしたデータとプリントアウトしたものに齟齬がないことを確認したら、すぐに削除するという意味なんですか。
- 国保・年金課事務改善担当係長 基本的にはそうです。
- 委員 適切なタイミングって、何を指しているかというのが結構分かりにくくて、これは恐らく委託事業者の方との間の確認で、そういう作業手順になっているということだとは思いますが、ちょっと適切という言葉だけだと、何ををもって適切としているのかよく分からないというところがあるので、書き方を少し工夫していただいたほうがよいのか

なと思いました。

それと、「ダウンロードデータや入力情報を紙に出力した場合は、必要な点検作業の終了後、区に引き渡し、区が廃棄することとしている」と書いているので、ダウンロードデータも区が廃棄をするように書いてあるように一番下の項目は読めてしまうんですが、これはどういうことなんですかね。

○国保・年金課事務改善担当係長 基本的にはダウンロードデータに関しましては、委託事業者に削除していただきまして、印刷した紙に関しては区に引き渡していただいて、区のほうで廃棄をするというような形になります。

○委員 そうすると、ダウンロードデータについては区に引き渡すわけではないという理解でいいんですかね。

○国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。

○委員 だとすると、ここは、ダウンロードデータについては委託事業者がこういうタイミングで削除します、紙については区に引き渡します、のように整理をしていただかないと、実態を反映していないような気がいたしまして、ダウンロードデータというものが何か別のものが2つあるように読めてしまったというところがあつて、ちょっと整理をしていただくことはできるんでしょうか。

○会長 今、委員がおっしゃっているのは、最後の項目が、例えばダウンロードデータのところを削除して、委託事業者がやるのはデータで、紙の廃棄をするのは区というふうにすみ分けしないと、ダウンロードデータを両方で廃棄する形になっているということによろしいですかね。

○委員 そうですね。2つ目は委託事業者がやるべき作業で、3つ目が区がやる作業だという説明で、ダウンロードデータは1つしかないという話なんですよ。

○国保・年金課事務改善担当係長 1つです。

○会長 そうしたら、下を削除でいいんですか、内容として。区のやるほうのダウンロードデータのところを削除する形でよろしいですか。

○委員 それを削除して問題がないかどうかを逆にお聴きしたいんですが、ダウンロードデータそのものを区のほうが削除するとか、あるいは、ダウンロードデータを委託事業者が取得するのは別に区が取得する場合があるのか、ちょっとそこを確認した上でじゃないと削除したほうがいいとは言えないかなと思っているんですが、いかがなんでしょうか。

○国保・年金課事務改善担当係長 ダウンロードするデータに関しましては、例えば一旦削除

したとしても、データはぴったりサービスやL o G oフォーム側に一定期間は保管されているので、再度ダウンロードすることは可能になっています。場合によっては、区側が改めてダウンロードすることも可能という形です。

○委員 そうすると、3つ目が「区に引き渡し」となっているので、委託業者がダウンロードしたものという話で、この場合については区のほうで処理することはない。ただし、区としてダウンロードする場合があるという……。

○国保・年金課事務改善担当係長 そのとおりです。

○委員 であれば、「ダウンロードデータや」を削っても問題がないということなんですかね。つまり、委託の範囲では——でも、これは特定個人情報の消去ルールですよ。なので、紙については区に引渡し、ダウンロードデータについては区として必要がなくなったら廃棄をしますというふうに書くと、特定個人情報の消去ルールとしては十分ということになりますか。

○国保・年金課事務改善担当係長 すみません、一部訂正させていただいてよろしいですか。

○委員 はい。

○国保・年金課事務改善担当係長 最後の項目なんですが、確かに「ダウンロードデータや入力情報を」と記載があるんですけども、これはダウンロードデータや入力情報を、紙に出力した場合という形になっていますので、これはあくまでも紙そのものであってダウンロードデータではないという内容でした。

○委員 なるほど。

○国保・年金課事務改善担当係長 すみません、おわびして訂正します。

○委員 それであれば、日本語的に私はすぐそれが分からなかったもので、「紙に出力したダウンロードデータや入力情報は」というふうにさせていただいてもいいですか。

○国保・年金課事務改善担当係長 分かりました。

○委員 そうすると私も理解できたので。すみません、お願いします。

○国保・年金課事務改善担当係長 ありがとうございます。

○委員 これも既に議論済みであれば申し訳ないのですが、資料の17ページに特定個人情報ファイルの概要という欄があって、そこに③対象となる本人の範囲というのがあります。ここは「S K Y 2 国民健康保険システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者」というふうな表示になっていますけれども、これはS K Y 2に情報を記録されている者の中で個人番号を有しない者もいるという読み方になるんですが、そういう理解でい

いのか。

それから、40ページのところに特定個人情報の保管・消去というのがあって、②保管期間にその妥当性というのがあります。そこに、「国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはない」という記述がありますが、一般的にこういうデータ保管期間の定めはないというふうに言い切る形でいいのかどうか、これを確認の意味で教えてほしいなと思いました。

それと、64ページの（別添3）変更箇所に、令和7年3月15日の変更日のところで、「Ⅰ基本情報－6情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠」というのがありますが、そこで変更後の記載のところに「番号法の改正に伴う修正」というものが記されています。ここでいう番号法の改正に伴う修正というのが具体的にはどんなことを言っているのか、そのポイントをちょっと説明いただきたいなと。

以上のところを御説明いただければ。既に議論済みであればそれは申し訳ないんですけども、確認の意味で伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○国保・年金課事務改善担当係長 最初の個人番号がない場合があるかということなんですが、ない場合もあります。今回の手続で話をしますと、先ほどの国民健康保険の加入、脱退の電子申請について、訂正させていただいたところがありますけれども、脱退の手続に関しては個人番号は必要ありませんので、そういった意味ではないと言えるのかなと考えています。

それと、2つ目の保存期間ですが、この評価書の一般的な書き方として、このような形になっていると認識しています。御心配されていますように、当然区の中では、それぞれの内容によって定められた保存期間に基づいて、適宜、保存期間満了になりましたら廃棄等をしています。

最後のところなんですが、これはマイナンバー担当課長のほうで答えいただけないでしょうか。

○マイナンバー担当課長 改めて、最後の番号法の改正に伴う修正というところは、64ページのところでよろしいでしょうか。

○会長 はい。

○マイナンバー担当課長 こちらにつきましては、これまで番号法でマイナンバーを使える事務、利用することができる事務というのが、別表1と別表2で法令上定められておりましたが、法改正により別表2が廃止されました。別表2については、主務省令に規定するこ

とでより広くマイナンバーを利活用できるとともに、迅速な事務手続きが可能になりました。

○委員 今御説明をいただいて、ここで私が問題意識を持ったのは、これによって番号利用についての一定の規制が取り払われつつあるというふうな理解になると思うんですけども、ここで言う番号法の改正に伴う修正ということの意味のポイントを、もうちょっと詳しく伺いたいというのはありました。今、説明は説明としていただきましたので、それはそれとしてお受けしたいと思います。ありがとうございました。

これも既に前半で議論があったのかもしれませんが、最初の3ページのところに、区のマイナンバー制度セキュリティ会議というのが、25日に開催をされていますよと。そこで行われたであろう審議の論点といいますか、結果はどうだったのか、そこは既に報告済みであれば、それは私のほうであえて問題にすることはないと思いますけれども、これはもう議論済みということなんでしょうか。

○会長 先ほど説明はしていただいたんですが、簡単に御説明してもらってもよろしいですか。

○国保・年金課長 セキュリティ会議につきましては既に開催をしていただいて、幾つか御質問、それから御意見をいただいております。一つは、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、その都度従業員名簿を提出するよう評価書に記載するべきではという御質問をいただきました。こちらにつきましてはマイナンバー担当課の協力の下、他課の全項目評価も確認したんですけれども、国保・年金課の今回と同様な記載で、名簿の提出時期等の詳細までは言及しておりませんでしたという御説明をさせていただきました。

あと、外部委託に関する中で、世田谷区が実施する監査の内容に、外部委託に対する監査をどうすべきか記載すべきではないかという御質問をいただきまして、こちらも同様に確認した結果、国保・年金課と同様の記載で、外部委託に関する監査について特段の記載がございません。ただ、記載がないから行わないということではなくて、今回の外部委託先はTOPPAN株式会社ですけれども、契約に基づいて監査は義務づけられているという御説明をいたしました。

最後に、再委託の承諾方法で、その中に再委託先に対して間接的な監督義務を負うとあるんですけれども、区は再委託先に対して直接的な監督義務を負うのではないかという御質問をいただきましたが、こちらも確認した結果、再委託については間接的な監督義務を負うのが正しいということで御説明いたしました。

以上がセキュリティ会議においての御質問等の回答を含めた結果になります。

○委員 御丁寧に時間を取っていただき、どうもありがとうございました。結構です。

○会長 それ以外に御意見ございますか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、これでお諮りをさせていただきます。ただ2点、1つは、再委託に関する記載の統一をしていただき、違いがあるならそれを今後はっきりしていただくという意見があったかと思います。

もう1つは、50ページのダウンロードデータと紙文書の消去ルールの書き方を工夫していただきたいというところですかね。そこだけ訂正をしていただくということで、お諮りをさせていただきますと思います。

本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ないようでしたら、諮問第1010号については異議なしと認めます。

特に条件つきでという話ではなくてよろしいでしょうか。事務局のほういかがでしょうか。

○区政情報課長 条件つきではなく、いただいた御意見について、審議会の答申書の記載内容にそれを反映していただいたうえで、審議は完了ということで進めさせていただければと存じます。

○会長 ありがとうございます。

それでは最後に、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 本日も御審議いただきましてありがとうございました。

次回の日程でございますが、本日の会議次第では3月14日を予備日ということで予定しておりましたけれども、御意見をいただいた上での承認ということですので、3月14日は休会とさせていただきます。次回以降は令和7年度の開催予定ということになりますけれども、現在未定でございますので、また後日、事務局よりメールで御案内をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 そのほかに何かございますか。

○区政情報係長 委員の皆様、本日は御審議いただきましてありがとうございました。

本日の諮問に対する答申書の記載内容につきましては、会長、副会長と事務局とで調整させていただくということでよろしいでしょうか。会長と副会長には、その部分につい

て後ほど調整させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

3. 閉 会

○会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。